

## タイトル：専門委員会規定（細則）の作り方

### <質問>

専門委員会の規約がないので、作りたいのですが、標準的なものはありますか。また、委員の排除について規定するとしたら、どのような規定になりますか。

### <回答>

参考となるモデル規定と、基本的なことをお教えします。

### <説明>

専門委員会規定の標準的なものはありませんので、福岡マンション管理組合連合会が作成した、「福管連モデル・使用細則類集」をご紹介します。この細則集に、「改正委員会規則」「規約改正委員会規則」「財務委員会規則」などの専門委員会に関するモデル規則が掲載されています。福岡マンション管理組合連合会のホームページから、電話で申し込むと1冊1500円で送ってくれます。<http://www.fukukan.net/>

なお、専門委員会の具体的な規則は「規約」でなく、「専門委員会規定」など細則として規定するのが一般的です。専門委員会は理事会の決議で設置することが出来（マンション標準管理規約第55条）専門委員の選任と解任は理事会の決議で行うことが出来ることを、専門委員会規定に明文化しておけば、不適正な委員の排除がより明確になります。また、専門委員会には理事が数名兼任することをおすすめします。理事が一人も入らない場合、理事会との連絡が悪くなり問題が発生することがあります。

### マンション標準管理規約

#### （専門委員会の設置）

第55条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。

この管理規約の規定により、細則でさらに具体的に「専門委員会規定」を作成すれば良いでしょう。「専門委員会規定」は総会の過半数決議で制定することができます。

\* この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。